
監 査 委 員

21年監査公表第6号

平成19年度、平成18年度、平成17年度及び平成15年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 6月16日

京都府監査委員 千 歳 利三郎
同 武 田 祥 夫
同 道 林 邦 彦
同 村 山 佳 也

平成19年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 指定管理者制度導入施設の事務執行について

(1) 複数施設の一括募集について

(監査の結果)

文化芸術会館及び府民ホールは一括公募としているが、それぞれの分野に長けた管理者による運営も選択肢とすべく、一括のみならず単独での応募を可能とし、優良な民間事業者の参入を促進する仕組みを積極的に作るべき。

(措置の内容)

平成20年度の指定管理者募集にあたっては、文化芸術会館、府民ホールについて、従前の一括応募に加え、単独応募も可能とし、より民間参入しやすい公募条件に改善した。

(2) 外部委員（選考委員会）の独立性について（少年自然の家）

(監査の結果)

従前の管理受託団体が主宰する事業に関わっていた人物が選考委員会の外部委員に選任されていた。公平性の観点から好ましいとはいえず、外観的独立性に配慮して選任すべき。

(措置の内容)

平成20年度の指定管理者選考にあたっては、利害関係のない委員を選出し、外部委員の独立性を高めた。

(3) 採点基準・採点方法について

(監査の結果)

採点基準を事後的に詳細に設定したり、あるいは補正措置を講じなければならないような複雑な採点方法を用いることは、選考の公平性に対する信頼を損ないかねない。第三者に誤解を与える可能性を排除するためにも、募集要項には実際に行われる採点基準と採点方法を開示すべき。

(措置の内容)

平成20年度の指定管理者募集にあたっては、具体的な採点基準と採点方法を募集要項に掲載した。

(4) 採点項目について(類似施設の運営実績)

(監査の結果)

同種ないしは類似施設の運営実績だけを重視することは、従前の管理受託団体を保護する偏った採点基準に陥りかねない。従来の管理水準を維持するだけでなく、更なる高水準のサービスを求める意味でも、類似施設以外の施設運営や他事業への取組についても対等に評価すべき。

(措置の内容)

平成20年度の指定管理者募集にあたっては、応募団体から、類似施設だけでなく、その他の施設の管理運営実績や施設の目的に活用できる取組実績を求め、選定において対等に評価した。

(5) 採点項目について(複数施設の一体管理)

(監査の結果)

少年自然の家は2施設の一体的管理を採点基準に取り入れているが、距離的にかなり離れている施設の一体的な管理はことさらに有効といえる状況にはなく、新規事業者の参入障壁を高くする結果に繋がることから、一体管理を前提とした採点基準を見直すべき。

(措置の内容)

平成20年度の指定管理者募集にあたっては、採点基準から「2施設の一体的管理」を削除し、より参入しやすい採点基準に見直した。

(6) 単独指定の選定理由について

(監査の結果)

指定管理者制度は、京都府の施設管理等に関する条例あるいは制度導入の趣旨からも、その募集に際しては広く公募されるのが原則であり、単独指定は安易に採用されるものではなく限定的に採用されるべき。

(措置の内容)

平成20年度の指定管理者募集にあたっては、施設ごとに募集方法を再度精査し、市町村等を指定管理者とする施設以外は原則公募とし、新たに8施設について公募を行った。

(7) 業務マニュアル等の作成について

(監査の結果)

不測の事態によって府民サービスのクオリティ低下を回避するリスク管理の観点から、指定管理者に対して指導を行い、日常的な業務全般にわたって引継書あるいは業務マニュアルを早急に作成させるべき。

(措置の内容)

円滑に業務が遂行されるよう、未作成であった施設においても、日常的な業務マニュアル等の作成を行った。

(8) 備品の管理について

(監査の結果)

府有資産の保全を図る観点から、備品実査が正確かつ網羅的に行われるよう所管部局は指定管理者に対して積極的な関与・指導を行い、モニタリングを行うべき。

(措置の内容)

各指定管理者に対し備品の現物確認を指示するとともに、平成20年度中に府担当者による現地備品監査・指導を行った。

(9) 業務報告書について(期限後の提出)

(監査の結果)

28施設中、8施設は期限後の業務報告書提出となっており、期限内での報告が行われるよう指定管理者を適切に指導すべき。

(措置の内容)

各指定管理者に対し指導を行い、前期限後となった施設においても、平成19年度業務報告書はいずれも期限内に提出された。

(10) 利用状況の把握について

(監査の結果)

制度導入の是非や制度運用の良否を知るために、利用者数や利用率の算定にあたっては、施設の状況に応じ、利用状況を正確に表す算定方法をとるべき。

(措置の内容)

各施設の利用状況について、どのような指標で、どのような方法で把握しているのかについて実態調査を実施し、その結果をもとに、施設の主な種別毎に最適と考えられる把握方法をとった。

(11) 収支報告書の作成について(収支報告書の訂正)

(監査の結果)

収支決算報告書提出後に、集計誤りや実績額ではなく予算額を記載していたなど、不適切な理由・内容による訂正があった。収入と支出の実態をありのままに表すよう、所管部局は指定管理者を指導し、収支決算書が適切に作成されるよう改善が必要である。

(措置の内容)

各指定管理者に対し、収支決算報告書類を適切に作成するよう指導し、平成19年度報告分については事後訂正等なく作成された。

(12) 収支報告書の作成について(収支報告書と会計帳

簿の整合性)

(監査の結果)

所管部局は、客観的な立場から指定管理者の作成した収支決算報告書に問題がないかどうかを確かめる最低限のチェックとして、会計帳簿との整合性を確認する作業が必要である。

(措置の内容)

平成20年度中に各施設に対し、会計帳簿と伝票の整合性確認など府担当者による経理状況の実査を行った。

(13) モニタリングについて

(監査の結果)

所管部局は、日常的なモニタリングとして、毎月の業務報告のレビューや分析を行い、適宜、指定管理者と情報交換し、一方、独立的評価として、現場に赴き、業務報告書の裏付資料を確認したり備品実査への立会、指定管理者実施のモニタリング状況の確認をするなどの手続きが取られるべき。

(措置の内容)

毎月の業務報告において指定管理者と情報交換し、また現地実査・指導を定期的実施した。

第 2 府有財産の有効活用について

(1) 元農業総合研究所花き部跡地について (未利用状態の解消)

(監査の結果)

線引き見直しによる宅地転換が望ましいが、それが困難ならば、公共公益施設等、市街化調整区域でも建設可能な施設の誘致を検討すべき。

(措置の内容)

敷地西側部分については、中学校敷地拡張のため平成19年度末に京田辺市に売却した。また、敷地東側部分について、平成20年度から建物及びほ場の一部を社会福祉法人に貸し付けるとともに、一部を京田辺市に工事用車両進入路として貸し付けるなど、利用を促進した。

(2) 元城陽寺田東団地跡地について (早期売却)

(監査の結果)

払い下げによる出現から既に30年が経過しており、売却にあたっての課題を一日も早く克服し、早急に処分すべき。

(措置の内容)

元寺田東、元寺田 (東) 及び元宮ノ谷団地の団地内通路の市道認定に伴い、平成20年度に同団地の建物跡地部分 (7区画) について一般競争入札を実施し、うち3区画について売却した。

(3) 花空間けいはんなについて (廃止も視野に入れた抜本的検討)

(監査の結果)

利用が低迷している状況を踏まえ、施設の存廃についても結論を先送りすることなく早急に方向性を見極める必要がある。平成21年4月の施設貸付契約の更新時期を控えて、施設の廃止も視野に

入れた抜本的な検討が行われるべき。

(措置の内容)

外部有識者による「花空間けいはんな」活用検討委員会から集客施設としての役割を終えたとの提案を受け、検討の結果、平成21年3月末で「花空間けいはんな」を廃止し、4月から京都府農林水産技術センター (生物資源研究センター) の研究ほ場として活用した。

(4) 旅券事務所について (賃借料の検証)

(監査の結果)

周辺家賃相場をリサーチする努力を怠ることなく、賃借料の妥当性を常に検証すべき。

(措置の内容)

平成21年度の契約更新にあたり、周辺家賃相場や不動産鑑定士の意見を踏まえ、適正な賃借料で契約を更新した。

(5) 府立医科大学看護師宿舍について (賃借料の減額)

(監査の結果)

より有利な契約条件の模索に加えて、物件そのものの選定についても再考する必要がある。次回の契約更改に向け、府として取りうる選択肢を検討し、支出を抑制するべき。

(措置の内容)

平成20年4月以降に係る契約更改にあたり、3箇所全ての借り上げ宿舍において、家賃及び更新手数料の減額を得た。

平成18年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第 1 北近畿タンゴ鉄道株式会社の現状における問題点と将来のあり方について

(1) 取締役会の機能強化について

(監査の結果)

取締役会においても会社経営上の重要課題について十分な議論を重ねる必要がある。会社法上の最低開催要件を満たすことはいうまでもなく、さらに実質的な議論の場とすべく機動的な開催と運営方法の改善が急務である。

(措置の内容)

会社の中期の設備投資計画でもある「再生計画」を平成20年度取締役会において議論し、承認した。また、取締役会に加えて、より機動的に議論ができる場として、常勤役員等による「経営会議」を月2回定期的に開催している。

平成17年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第 1 府税の賦課徴収に関する事務の執行について

(1) 申告書転写業務の改善 (臨時職員の活用)

(監査の結果)

多大な労力と時間が費やされている税務署での申告書転写業務において、単純作業については臨時職員を採用することで、徴税コストの削減も可能である。トータルでのコストを勘案してその縮

減を図るべく臨機応変に対応すべき。

(措置の内容)

平成20年度から臨時職員を申告書転写業務の補助に従事させることにより、徴税コストを縮減した。

(2) 申告書転写業務の改善(電子データの活用等)

(監査の結果)

原始的な手法で多大な労力と膨大な紙を費やす転写業務については、国税の電子データの活用等、何らかの改善措置を講じる必要がある。

(措置の内容)

平成19年所得分から所得税の電子データを活用するシステムの運用を開始し、転写業務を大幅に効率化した。

(3) 自動車税減免措置後の要件審査について

(監査の結果)

減免対象車両に対する実態調査がなおざりになっており、減免要件を充足しているか否かについて審査を実施すべきである。

(措置の内容)

平成20年度から本人運転分の減免車両についても、全件照会はがきを出し、減免要件を充足しているか否かを審査することとし、新税務支援システムに組み込んだ。

平成15年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 京都府立体育館

(1) 入札にかかる予定価格の見直しについて

(監査の結果)

設備・保安・清掃業務の入札における予定価格の設定にあたっては、適正な市場価格を反映できるように、見直しを行うべき。

(措置の内容)

平成20年3月に実施した入札(業務委託期間:平成20年度~平成22年度の3カ年)から、府有資産活用課から示された基準単価(現況に近い業界の支払い実績が反映された建築保全業務労務単価)を参考に、積算単価の見直しを行った。